令和８年度指定管理鳥獣（イノシシ）捕獲等業務（県央・鹿行地域）委託に係るプロポーザル実施要領

1　趣旨

この要領は、茨城県が発注する「令和８年度指定管理鳥獣（イノシシ）捕獲等業務（県央・鹿行地域）」において、プロポーザル（提案）方式を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

2　業務の概要

（１）業　務　名　　令和８年度指定管理鳥獣（イノシシ）捕獲等業務（県央・鹿行地域）

（２）業務の目的

本業務は、令和８年度茨城県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（イノシシ）（以下、実施計画）に基づき、県央・鹿行地域（鹿嶋市、潮来市、行方市、鉾田市、小美玉市、茨城町）において、イノシシを捕獲する。

（３）業務の内容　　別添　令和８年度指定管理鳥獣（イノシシ）捕獲等業務（県央・鹿行地域）委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

（４）履 行 期 間　　契約締結の日から令和９年３月 31 日まで

（５）提　案　額　　9,183,920 円（消費税及び地方消費税を含む）以内

なお、この額は、事業内容の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること。

3　審査委員会

「令和８年度指定管理鳥獣（イノシシ）捕獲等業務（県央・鹿行地域）委託に係るプロポーザル審査委員会設置運営要領」に基づき、審査委員会を設置・運営する。

4　審査及び候補者の選定

（１）審査は 11 に定める評価項目により企画提案書において審査し、本業務に関する候補者（以下「候補者」という。）として選定する。

（２）企画提案書に関連し、ヒアリングが必要な場合には、必要事項について別途通知する。

（３）審査結果については、企画提案書の提出者全員に通知する。

（４）候補者と県は、企画提案書の内容をもとに、必要に応じて具体の履行条件などについて協議・調整し、契約の手続きを進める。

5　プロポーザル提出者の資格要件

当該プロポーザルに参加しようとする者は、以下のすべての要件を満たすこと。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定に該当していない者及び同条第２項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

（２）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（３）茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第２条第１号から同条第３号に規定する者でないこと。
（４）仕様書の対象獣種及び捕獲方法について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号。以下「法」という。）第 14 条の２第７項に基づき、認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者であること。
（５）当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。

6　担当部局

茨城県県民生活環境部環境政策課自然・鳥獣保護管理担当　担当：柏木
〒310-8555　水戸市笠原町 978 番 6
電話：029-301-2946　　FAX：029-301-2948
E-mail：shizen2@pref.ibaraki.lg.jp

7　プロポーザル参加意思の表明

プロポーザルへの参加を希望する者は、プロポーザル参加意思表明書（様式第５号）を以下により提出するものとする。
（１）提出期限　令和８年 11 月５日（木）午後５時 15 分必着
（２）提 出 先　６　担当部局に同じ
（３）提出方法　簡易書留で郵送又は持参すること。

8　質問の受付等

プロポーザルに関する質問は、質問書（様式第６号）を以下により提出するものとする。
なお、質問書を提出したときは、電話で送付確認を行うこと。
（１）提出期限　令和８年 10 月 30 日（金）午後５時まで
（２）提 出 先　６　担当部局に同じ
（３）提出方法　電子メールで送付すること。
（４）回答方法等
　質問に対する回答は、令和８年 11 月２日（月）午後５時までに質問者に対し電子メールにより回答する。

9　プロポーザルの提出書類及び部数、提出期日等
（１）提出書類及び部数
・公募型プロポーザル企画提案書（様式第７号）　　１部
・プロポーザルの提出者に要求される資格要件に係る申立書（様式第８号）　　１部
（２）提出期限　令和８年 11 月５日（木）午後５時 15 分必着
（３）提 出 先　６　担当部局に同じ
（４）提出方法　簡易書留で郵送又は持参すること。

（５）企画提案書の作成及び留意事項

ア　体裁

日本産業規格Ａ列４番により作成すること。ただし、図面や図表等で日本産業規格Ａ列３番を使用する場合は綴じ込み折りとし、頁数に含むものとする。

企画提案書は、閲覧時の散逸等を防ぐため、左側綴じとすること。

イ　過去５年以内に行った本業務との類似業務の実績について、件数が多い場合には 10 件以内とすること。なお、行が不足する場合は適宜追加の上記載すること。

ウ　作成に当たっての留意事項

①　企画提案の内容は、２（５）提案額の範囲内で提案すること。

②　本件プロポーザルにおいては、提出された企画提案内容に基づき 11 に定める審査を行い、採否を決定する。このため、審査委員会において審査が行いやすいように専門的な用語に偏った表現や抽象的な表現を極力排除し、可能な限り具体的で簡潔に記載すること。

なお、実現可能性の乏しい提案は行わないこと。

③　企画提案書に記載する事項は、契約時の仕様に盛り込むことを前提として、確実に提案者が実現できる内容を記載すること。

④　別添の仕様書の内容をもとに「令和８年度指定管理鳥獣（イノシシ）捕獲等業務（県央・鹿行地域）委託仕様書のとおり」といった、内容の具体性に欠ける表現はしないこと。こうした表現が見られた場合は、提案の記述がないものとみなして評価する。

⑤　企画提案書作成に使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法によるものとする。

⑥　プロポーザルは１者につき１提案とする。

10　プレゼンテーション（プロポーザル審査会）

実施しない。

※プレゼンテーションは実施しないが、必要に応じてヒアリングを行うことがある。

11　審査方法及び評価項目

（１）プロポーザル評価項目

企画書等について、以下の各項目及び基準により採点し、順位を決定する。

捕獲計画	① 時期、場所、猟法、捕獲から個体処理の手順等、具体的な計画となっているか ② 実現可能なスケジュールになっているか ③ 錯誤捕獲など他の鳥獣に影響の少ない内容となっているか ④ 捕獲目標達成のための創意工夫があるか
実施体制	⑤ 捕獲に従事する者は、資格や技術、人数は適切か
安全管理等	⑥ 安全管理の手法は、具体的で適切か ⑦ 事故発生時の対応は、具体的で適切か ⑧ 事故発生時の連絡体制は、具体的で適切か

業務実績	⑨ 同様の捕獲計画（獣種、猟法、地形等）で過去に実績があるのか
費用	⑩ 内訳も含めて費用は妥当な額か
総合評価	⑪ 企画提案から受ける全体的な印象

（2）選定方法

選定はプロポーザル審査委員会において、提出書類に基づき総合的に審査し採用を決定する。採否については、審査後通知する。

なお、審査結果についての異議申し立ては認めない。

（3）審査方法及び結果の通知

提出された企画提案書は、担当部局内に設置した審査委員会において、上記（1）の評価基準により審査する。採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

12　契約の締結

別途定める予定価格の範囲内で、プロポーザルの採用者と随意契約による委託契約を締結する。契約書案は別添のとおり。

13　その他

（1）契約書を作成する。

（2）企画提案書の作成及び提出に関する費用は提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書は返却しない。

（3）企画提案書に虚偽の記載をした場合には、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。

（4）企画提案の審査は提出された内容に基づき行うが、採用決定後、提案内容をそのまま委託するとは限らない。また、委託金額は採用決定後、見積合わせにより別途決定する。